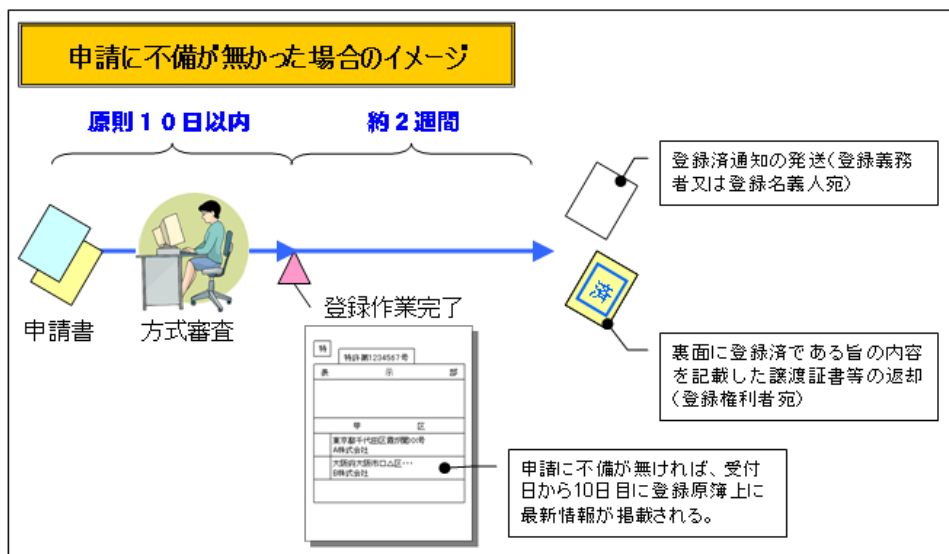


## 7-5 登録までのスケジュールと特許庁から送付される通知（特実意商共通）

特許庁に提出された申請書は、登録専門官によって方式審査が行われます。方式審査の結果、申請に不備が発見されたか否かによって、その後特許庁から申請人に送付される通知が異なります。

### 〔申請に不備がなかった場合〕

特許庁が書面を受け付けた日から原則として 10 日以内（ただし閉庁日を除く）で申請内容が登録原簿に記載されます。その後さらに 2 週間ほど後に、登録業務が完了した旨の通知書（「登録済通知書」）が申請人（登録義務者）へ送付されます。登録済通知書送付の後、譲渡証書等が添付されていた場合は、その書面の裏面に登録済である旨の内容を記載し、申請人（登録権利者）へ返却します。

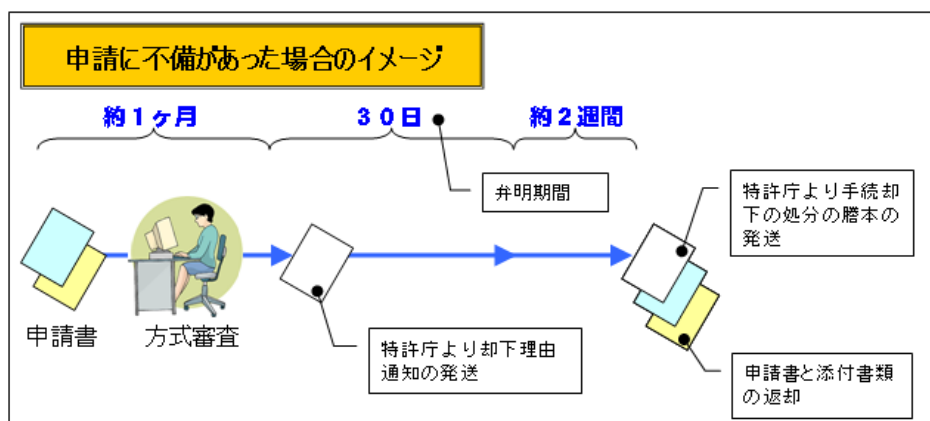


### 〔申請に不備があった場合〕

特許庁が書面を受け付けた日から約 1 ヶ月後に、特許庁から申請人に対し「却下理由通知書」が送付されます。この通知書の発送から 30 日間の弁明期間が設けられますが、この期間内に却下理由が解消しない場合は、当該申請は却下処分となります。このとき、特許庁から「手続却下の処分の謄本」の送付と共に、申請書一式が返却されます。

申請書が返却された後、却下理由を解消した申請書を再提出してください。

(注) 先に述べた「原則 10 日以内」、「約 1 ヶ月」はあくまでも目安であり、個々案件の申請内容により遅くなる場合もあります。



◆登録原簿に登録されたか否かをいち早く確認したい場合

登録原簿に登録されたかどうかは、後に発送される「登録済通知書」によって確認することができます。しかし登録原簿への記載から登録済通知書発送までおよそ2週間のブランクが発生します。この通知が発送されるより前に、登録されたか、あるいは何かしらの不備があり登録されていないかを確認したい方は、登録原簿の閲覧請求を行ってください（登録原簿の閲覧の方法に関しては、出願支援課閲覧担当（電話 03-3581-1101（内線 2756））にお問い合わせください）。

なお、登録室では登録されたか否かの個別照会にはお答えはしておりません。

◆申請に不備があった事実が確認でき、いち早く再申請したい場合

30 日の弁明期間、その後特許庁から送付される「手続却下の処分 of 謄本」を待つまでもなく、いち早く再申請をしたい場合、登録申請の取下げを行うことが可能です。「登録申請取下書」は[納付書・移転申請書等の様式\(紙手続の様式\)](#)で紹介しておりますので、事例に合った様式を適宜ご確認ください。

<この記事に関するお問い合わせ先>

特許庁出願支援課登録室

電話：03-3581-1101

特許・実用新案移転担当 内線 2714～2715

意匠・商標移転担当 内線 2716～2717

e-mail：[お問い合わせフォーム](#)